自動写真撮影機の設置に関する契約書

富田林市(以下、「発注者」という。)と●●株式会社(以下、「受注者」という。)は、自動写真撮影機(以下「契約機」という。)の設置について、次の条項により契約を締結する。

(信義誠実の原則)

第1条 発注者及び受注者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければ ならない。

(設置場所及び台数)

第2条 契約機の設置場所及び台数は、次のとおりとする。

設置場所 大阪府富田林市常盤町1番1号(富田林市役所敷地内)

台数 1台

(契約期間)

- 第3条 本契約の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までと する。但し、行政財産使用許可手続きについては、毎年度行うものとする。 (契約機の設置等にかかる費用)
- 第4条 本契約に係る契約機の設置(電源を確保するための工事費を含む)、 撤去及び原状回復の費用並びにメンテナンス費用については、全額受注者に よる負担とする。
- 2 受注者は、前項費用とは別に、富田林市行政財産使用料条例に基づく使用料を、発注者が指定する方法により、発注者が指定する期日までに発注者に支払わなければならない。
- 3 本契約期間において、施設内で設置場所に変更があった場合の契約機の移 設費用については、受注者が負担するものとする。

(売上報告及び販売還元金)

- 第5条 受注者は、本契約に係る契約機の売上状況を、第3条の期間の初めの 日から6ヶ月毎に取りまとめ、その各最終月の翌月20日までに、売上実績 報告書を発注者に提出するものとする。
- 2 受注者は、発注者が売上実績報告書から算出した販売還元金を、前項期日

- の属する月の翌月20日までに、発注者の発行する納入通知書により支払うものとする。
- 3 販売還元金は、第1項により報告を受けた総売上額(購入者が支払う商品代金の合計)の ●●. ●%とする。

(マイナンバーカード申請にかかる利用料金)

- 第6条 発注者は、次の各号に該当する場合、受注者に利用料金を発注者の定めた金額に変更するよう通知するものとする。この場合において受注者は、通知を受けた日から30日以内に利用料金を変更するものとする。
 - (1) マイナンバーカードの普及促進のため利用料金を免除する場合
 - (2) 前号変更につき、免除前の利用料金に戻す場合
- 2 前項の変更にかかるシステム改修、設定等の費用については、受注者が負担するものとする。
- 3 免除分の利用料金については、発注者が負担するものとする。
- 4 免除分の利用料金についての販売還元金は、発生するものとする。
- 5 受注者は、本条第3項の免除分の利用料金につき、前条第1項の売上実績報告書と共に請求書を発注者に提出するものとする。発注者は、請求のあった月の翌月末までに受注者に支払うものとする。

(電気使用料)

第7条 受注者は、本契約に基づき設置した契約機の電気使用料を負担するものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第8条 受注者は、本契約により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第 三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。 ただし、予め発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第9条 受注者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任 し、又は請け負わせてはならない。ただし、予め発注者の承諾を得た場合は、 この限りでない。

(契約機設置の基準等)

第10条 受注者は、次に掲げる基準に基づき契約機を設置しなければならな

11

- (1) 設置する契約機には、販売し管理するものの会社名又は管理者名を必ず明記し、故障や苦情、問い合わせ等については受注者の責任において対応すること。
- (2) 契約機を据付ける場合は、日本工業規格(JIS)の据付基準を遵守し、転 倒防止措置を講ずること。

(販売品目の変更)

- 第11条 受注者が本契約に基づき設置する契約機においては、予め販売品目について発注者の承認を得るものとする。
- 2 前項の規定は、販売品目を変更する際も同様とする。

(契約機の管理等)

第12条 受注者は、常に在庫・補充管理・釣銭の管理、契約機の清掃を適切 に行わなければならない。

(第三者損害)

第13条 受注者が設置した契約機および販売した商品が原因となり第三者に 損害を与えた場合、受注者がその責を負うものとする。

(契約機の毀損、滅失)

第14条 発注者は契約機の損傷、故障、盗難等を発見した時は、遅滞なくこれを受注者に通知するものとし、生じた損害については発注者の故意又は過失が無い限り、一切その責めを受注者に対して負わないものとする。

(契約の解除)

- 第15条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。この場合において受注者は、契約を解除された日から起算して2年間、本市が実施する契約機の設置に関する公募への応募資格を失うものとする。
 - (1) 受注者が、第2条の契約機の設置者となるに際し、富田林市自動写真撮 影機設置事業者募集要項において発注者が示した資格又は条件を満たさな くなったとき。
 - (2) 受注者が本契約に定める義務を履行しないとき。
 - (3) 本契約に基づき設置した契約機に係る事業の継続が困難である旨、受注

者が申し出て、発注者がこれを認めたとき。

2 受注者は、前項に定める理由により本契約を解除された場合に発生する損失について、発注者に対して損失の補償を請求することはできない。

(有益費の請求権の放棄)

第16条 受注者は、本契約を終了したとき、本件設置場所の改良のために費 やした金額その他有益費について、その価格の増加が現存する場合であって も、発注者に対し、その費やした金額または増加額の請求を行なわないもの とする。

(損害賠償)

第17条 受注者は、この契約に定める義務を履行しないために発注者に損害 を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として発注者に支払わ なければならない。

(原状回復)

第18条 本契約が終了するときは、受注者は自己の責任において本件設置場所を原状に回復したうえ、発注者の指定する期日までに明渡しするものとする。ただし、現状において返還することについて発注者の承認を得たときはこの限りではない。

(善良なる管理者の注意義務)

第19条 受注者は、市民が安心して商品を購入することができるよう契約機の設置、管理及び商品の販売に関し、善良なる管理者の注意を以てこれを行わなければならない。

(専属的合意管轄裁判所)

第20条 本契約及び個別契約に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所 を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第21条 本契約に疑義のあるときは、発注者、受注者協議の上決定するものとする。

(契約の費用)

第22条 この契約に要する費用は、受注者の負担とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 富田林市常盤町1番1号 大阪府富田林市 富田林市長 吉村 善美

受注者 ●●●

●●株式会社

代表取締役 ●●